

定 款 抜 粹

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理 事
- (2) 監 事

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 年
- (2) 監 事 年

(役員選挙)

第30条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員選挙は、記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
5. 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員会が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第43条 組合員は、第 条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

上記は現行定款抜粹に相違ありません。

年 月 日

〇〇〇〇 組 合

代表理事